

契約関係について

1 公契約条例の検討

区では、区が発注する契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、公契約条例の検討を行ってきた。

公契約条例は、区が発注する契約において、当該契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件等の確保を図るため、区や契約の相手方の責務等を契約条項に加えることを定めるものである。

区では、平成31年4月に「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定し、契約の相手方から労働環境チェックシートの提出を義務付け、労働環境の確認を行っている。

(1) 「労働環境チェックシート」による労働環境の確認

① 対象となる契約

区が発注する予定価格2,000万円以上の工事請負および委託契約
(契約締結後、速やかにチェックシートの提出を義務付ける)

② 対象となる契約件数

| 年度 | 種別 | 契約件数 (内訳) |
|-------|----|---------------------------------|
| 令和元年度 | 工事 | 123件(建築35件、機械設備19件、電気30件、土木39件) |
| | 委託 | 183件 |
| 令和2年度 | 工事 | 90件(建築18件、機械設備11件、電気32件、土木29件) |
| | 委託 | 217件 |

③ 確認項目 (チェック方式)

- ・労働条件 (「就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか」など)
- ・安全衛生関係 (「事業所の規模により、衛生推進者、衛生管理者、産業医その他必要な役職を選任し、衛生委員会を設置し、労働者に周知していますか」など)
- ・労働時間・賃金・各種保険加入 (「賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか」、「当該契約における工事に主として従事する労働者の最低賃金単価はいくらですか」など)
- ・法定帳簿等の整備状況 (法定三帳簿は適正な記載事項で整備されていますか、など)

※ 工事請負契約については「労働者の確保計画」提出 (最低労働賃金単価確認)

(2) 労働環境の確認状況

- ・公共工事設計労務単価と最低労働賃金単価
- ・改善の指示および不適切な労働基準に対する措置

2 最低制限価格制度

区では、区が発注する契約に係る過剰な競争を防ぎ、確実な履行を確保するため、平成25年6月から、工事請負契約に係る競争入札において最低制限価格を設定している。

※ 根拠規定

品川区契約事務規則、工事請負契約における最低制限価格設定基準 他

(1) 最低制限価格の設定経緯

| | | |
|-------|-----|---|
| 平成25年 | 6月 | 最低制限価格設定 (1)対象となる契約 建築工事（解体工事を含む） 予定価格1,000万円以上 土木工事（造園工事を含む） 予定価格1,000万円以上 (2)算定方法 予定価格の10分の8から3分の2まで |
| 26年 | 10月 | 設定範囲の拡充および算定方法の見直し (1)対象となる契約 予定価格が1,000万円以上の工事請負契約 (2)算定方法 予定価格の10分の9から10分の7まで |
| 令和元年 | 6月 | 算定方法の見直し ・算定方法 予定価格の10分の9.2から10分の7.5まで |
| 3年 | 4月 | 設定範囲の拡充 ・対象となる契約 予定価格が300万円以上の工事請負契約 |

(2) 対象となる契約

区が発注する予定価格が300万円以上の工事請負契約

（施工能力等審査型総合評価方式により落札者を決定する工事を除く）

(3) 対象となる工事件数（令和3年11月15日現在）

工事請負契約 178件 （内訳） 制限付き一般競争入札 104件
（予定価格1,000万円以上）
指名競争入札 74件
（予定価格300万円以上1,000万円未満）

(4) 最低制限価格の範囲および算定方法

予定価格の10分の7.5（75%）から10分の9.2（92%）までの範囲内において、国の算定モデルに準拠し、当該契約ごとに契約担当者が定める。

（参考）中央公契連モデル（国の算定モデル）

（直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×55%）＋消費税